

劇場等の禁止行為解除承認申請要領

担 当：さいたま市 大宮消防署 管理指導課
住 所：大宮区天沼町1-893
TEL：048-648-6505
FAX：048-648-9987
MAIL：omiyashobo-kanri-shido@city.saitama.lg.jp

1. 概要

劇場等（劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場）では、火災予防のため、以下の3点に該当する場所での、喫煙・裸火使用・危険物品持込みが禁止されています。場所と禁止されている行為の関係は表のとおりです。

①舞台（舞台袖、奈落、舞台に接続した道具室を含む。）



②客席（立見席、客席内通路等含む。）



③公衆の出入りする部分（舞台、客席以外の部分）



	該当する場所	禁止されている行為の種類		
		喫煙	裸火使用	危険物品持込み
劇場等	舞台	○	○	○
	客席	×	○	○
	公衆の出入りする部分	／	／	○

「○」・・・申請し条件を満たせば、解除の承認が可能。

「×」・・・解除の承認が不可能。

「／」・・・申請をせずとも可能。

《解除の承認》

該当する場所で禁止されている行為を行う場合は、該当する場所に消防法令等の不備事項が無い上で（防火管理・消防用設備等点検等）、一定の基準を守っていただき、消防署の承認を受けなければなりません。

2. 標識の設置

喫煙が禁止されている場合は「禁煙」、裸火使用が禁止されている場合は「火気厳禁」、危険物品の持込みが禁止されている場合は「危険物品持込み厳禁」と記載されている標識を、利用者の見やすい箇所に設置する義務があります。




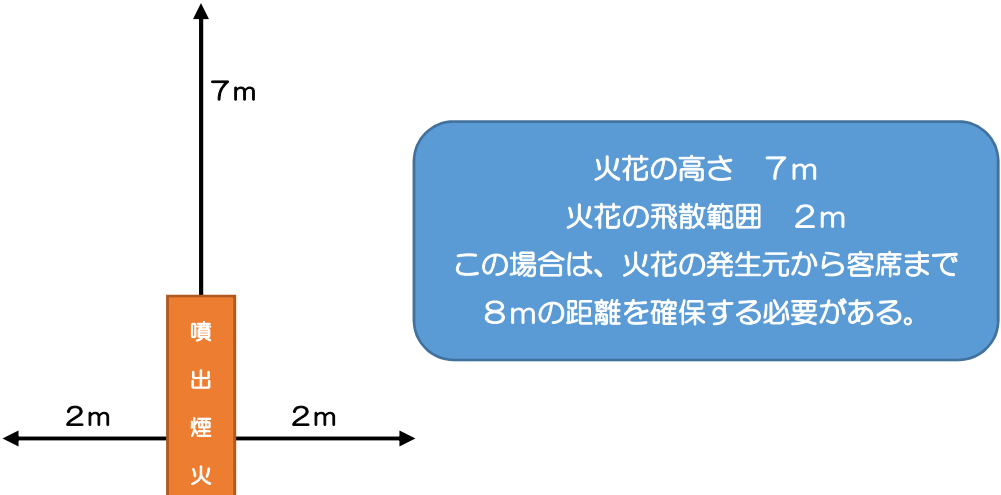
縦 25cm 以上

横 50cm 以上

3. 承認を受けるための基準

承認を受けるための基準を表にまとめましたので、承認を受ける場所が基準に適合しているか確認してください。なお、基準の概要を分かりやすくするため、必要最低限のみ記載してあります。職員からの補足説明がある場合がありますのでご了承ください。

禁止行為	承認基準
舞台での喫煙	<ol style="list-style-type: none"> 1. 演技上必要なものか。 2. 喫煙をする場所の近くに灰皿等は設置してあるか。 3. 舞台近くに消火器は設置してあるか。 4. 従業員等による監視体制が講じられているか。 

禁止行為	承認基準										
舞台・客席での裸火使用	<ol style="list-style-type: none"> 1. 周囲及び上方の可燃物から安全な距離が確保できているか。(距離は職員に要確認) 2. 可燃物の転倒又は落下等により、裸火と可燃物に接触のおそれがないか。 3. 従業員等による監視、消火等の体制が講じられているか。 4. 使用者が裸火使用を容易に停止できる措置が講じられているか。 5. 近くに消火器は設置されているか。 6. 使用する裸火は、以下に該当するものか。 <ol style="list-style-type: none"> ①電気を熱源とするもの ②気体燃料を熱源とするもの ③火薬類を消費する場合は、以下のア～カに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ア. 飛散した火花が床面に落下する前に燃え尽きるものであること。 イ. 火炎を有するものは、舞台部の空間の高さに応じて、火炎の長さがおおむね次表の長さ以内であること。 										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">舞台部の空間の高さ</th> </tr> <tr> <th>8.0m未満</th> <th>8.0m以上 10.0m未満</th> <th>10.0m以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>火炎の長さ</th> <td>20cm</td> <td>30cm</td> <td>40cm</td> </tr> </tbody> </table>		舞台部の空間の高さ			8.0m未満	8.0m以上 10.0m未満	10.0m以上	火炎の長さ	20cm	30cm
	舞台部の空間の高さ										
	8.0m未満	8.0m以上 10.0m未満	10.0m以上								
火炎の長さ	20cm	30cm	40cm								
	<p>ウ. 煙火は、固定して消費すること。(拳銃等の形態による消費を除く。)</p> <p>エ. ロケット花火等は、認められないこと。</p> <p>オ. 火薬類取扱いに関する知識、技術を有する専従員が取り扱うこと。(火薬類取扱保安責任者等)</p> <p>カ. 0.1gを超える火薬類の消費は、同時に10個以下とすること。</p> <p>④その他のものは職員と要協議</p> <p>7. 直接屋外に開放された場所における使用については、特性、性能が確認できるものであって、演技上必要最小限の範囲であるか。</p> <p>なお、噴き出す火花の高さが6m以上となる噴き出し煙火を消費する場合は、その場所から客席までの火花の飛散範囲に6mを加えた距離又は煙火の噴き出す火花の高さと同等の距離のいずれか大なる距離以上離れているか。</p>										
	 <p style="text-align: center;"> 火花の高さ 7m 火花の飛散範囲 2m この場合は、火花の発生元から客席まで 8mの距離を確保する必要がある。 </p>										

禁止行為	承認基準											
<p>舞台上で使用 する噴き出し煙火</p>	<p>1. 実験により特性の確認を行ったか。</p> <p>2. 噴き出し煙火は、固定して消費するか。</p> <p>3. 飛散した火花が床面に落下する前に燃え尽きるものであるか。 ただし、飛散範囲のうち噴き出し煙火の火花の高さは、舞台部の空間の高さに応じて、次表の高さ以内とすることができる。</p> <table border="1" data-bbox="355 407 1428 602"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">舞台部の空間の高さ</th> </tr> <tr> <th>8.0m未満</th> <th>8.0m以上 10.0m未満</th> <th>10.0m以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>噴き出し煙火の高さ</th> <td>2.0m</td> <td>2.5m</td> <td>3.0m</td> </tr> </tbody> </table> <p>4. 火花の飛散範囲は、2m以内であるか。</p> <p>5. 火花の飛散範囲内及びその範囲から周囲2mの床面を準不燃材料のシート等で覆っているか。</p> <p>6. 火花の飛散範囲内及びその範囲から上方4m及び周囲2m以内には、可燃物がないか。</p> <p>7. 火花の飛散範囲内に演技者等がないか。</p> <p>8. 火花の飛散範囲から6m以内に観客がないか。</p> <div data-bbox="443 958 1401 1411"> </div> <p>9. 消費中の噴き出し煙火は、移動しないか。</p> <p>10. 噴き出し煙火消費後、排煙の措置を講ずるか。</p> <p>11. 消火器を増設し、屋内消火栓又はスプリンクラー設備の使用準備をしているか。</p> <p>12. 火薬類取扱いに関する知識、技術を有する専従員が取り扱うか。（火薬類取扱保安責任者等）</p>		舞台部の空間の高さ			8.0m未満	8.0m以上 10.0m未満	10.0m以上	噴き出し煙火の高さ	2.0m	2.5m	3.0m
	舞台部の空間の高さ											
	8.0m未満	8.0m以上 10.0m未満	10.0m以上									
噴き出し煙火の高さ	2.0m	2.5m	3.0m									
<p>公衆の出入りする部分への危険物品持込み</p>	<p>1. 従業員等による監視体制が講じられているか。</p> <p>2. 近くに消火器は設置されているか。</p> <p>3. 持ち込む危険物品は、以下に該当するものか。（指定数量は職員に確認）</p> <p>①危険物（ガソリン・アルコール等） 指定数量の20分の1未満</p> <p>②可燃性ガス容器（ガス法の適用を除外される液化ガスに限る。） ガスの量が5kgに相当する個数以下</p> <p>③その他のものは職員と要協議</p> <div data-bbox="1248 1872 1442 2107"> </div>											

禁止行為	承認基準
舞台・客席への危険物品持込み	1. 従業員等による監視体制が講じられているか。 2. 近くに消火器は設置してあるか。 3. 持ち込む危険物品は、以下に該当するものか。（指定数量は職員に確認） ①危険物（ガソリン・アルコール等） 指定数量の100分の1未満 ②火薬類（打揚花火は除く。） 火薬又は爆薬の量により、1回の使用につき次の個数以下であること。 ア. 0.1g以下のものは、50個 イ. 0.1gを超え15g以下のものは10個。ただし、0.1gを超え5g以下のものについては、安全な措置を講じている場合に限り、上記の数に加えて、更に10個まで持ち込むことができる。 ③その他のものは職員と要協議 4. 直接屋外に開放された場所における使用については、特性、性能が確認できるものであり、演技上必要最小限の範囲であるか。

4. 申請手続き

以下の書類・資料を揃えていただき、大宮消防署管理指導課に申請してください。書類・資料、申請内容に不備が無ければ、申請後、概ね10日後に承認の手続きが終了します。（必要があると認める場合には現地調査に伺います。）

消防署から手続き終了の連絡がありましたら大宮消防署管理指導課で書類の受け取りをします。

なお、窓口の開庁時間は平日の8時30分から17時15分となります。

解除承認期間内は書類を保管する必要がありますのでご注意ください。



必要書類

- ①禁止行為の解除承認申請書
- ②承認を受けようとする部分の図面
- ③承認を受けようとする行為に関する機器等の仕様書

【例】スモークマシンで使用するリキッド（危険物品）の持込みについて承認を受ける場合

- ・スモークマシンの仕様書
- ・使用するリキッドの仕様書（危険物の種別又は引火点が記載されているもの。）

様式第2号(第6条関係)

禁止行為の解除承認申請書

(宛先)さいたま市消防長				① 年 月 日	
				住所	
				② 申請者 (電話番号)	
				氏名	
さいたま市火災予防条例第33条第1項の規定による指定場所における禁止行為について解除の承認を受けたいので、次のとおり申請します。					
防火対象物	③	所在地		電話番号	
		名称		用途	
		代表者			
解除を受けようとする行為	④	種類	喫煙・裸火使用・危険物品持込		
		場所			
		期間			
		理由			
		内容			
責任者	⑤	住所			
		職業			
		氏名			
火災予防上の措置及び消火設備			⑥		
※ 受付欄			※ 承認欄		

備考

- 1 申請者が法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 内容欄は、火気使用設備の概要、熱源、量等を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 使用場所の見取図を添付すること。
- 5 同一防火対象物に2以上の解除を受けようとする行為がある場合には、禁止行為の解除承認申請追加書(様式第3号)に必要な事項を記入して添付すること。

申請書記入要領

項目	記入要領	
①年月日	消防署に申請書を提出する年月日を記入します。	
②申請者	申請する禁止行為に関する代表者を記入します。(押印不要) 【例】〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇	
③ 防火 対象物	所在地	禁止行為を行う建物の住所を記入します。テナントが申請する場合は、テナントが存する階数も記入します。 【例】さいたま市大宮区〇町〇丁目〇番地 〇階
	電話番号	禁止行為を行う建物の電話番号を記入します。テナントが申請する場合は、テナントの電話番号を記入します。
	名 称	禁止行為を行う建物の名称を記入します。
	用 途	禁止行為を行う建物の用途を記入します。テナントが申請する場合は、テナントの用途を記入します。 【例】劇場、映画館
	代表者	申請する建物・テナントに関する代表者を記入します。
④ 解除を受けようとする行為	種 類	該当する禁止行為に丸をつけます。
	場 所	禁止行為を行う建物の名称を記入します。テナントが申請する場合は、テナントの名称を記入します。
	期 間	承認を受けようとする期間を記入します。 【例】〇年〇月〇日～〇年〇月〇日
	理 由	承認を受けようとする理由を記入します。 【例】演出上必要なため
	内 容	承認を受けようとする行為の内容を具体的に記入します。 【例】(使用するリキッド名)〇リットル持込み
⑤ 責任者	住 所	申請する禁止行為に関する責任者の住所を記入します。
	職 業	申請する禁止行為に関する責任者の職業(役職)を記入します。 【例】現場責任者
	氏 名	申請する禁止行為に関する責任者の氏名を記入します。
⑥火災予防上の措置 及び消火設備	承認基準で消火器の設置が求められた場合、その旨を記入します。 【例】消火器1本を設置。設置場所については図面参照。	